

令和元年度 富山県議会 議会改革の取り組み  
【議会改革に関する行動計画】

令和元年 6月 27日

○趣旨

開かれた議会を推進するため、県民に広く議会の活動を知っていただき、県政への関心を高めるほか、議会の活性化、透明性の確保等に資するよう、次のとおり、議会改革を推進するもの。

1 議会基本条例に基づく議会運営

議会基本条例の規定により設置する議会改革推進会議において、次のとおり、議会改革に関する行動計画を策定するとともに、条例に基づく着実な議会運営を行う。

2 住民との情報共有の推進

(1) 県議会広報の充実

県議会への理解をより深めていただくため、定例会の概要等を掲載した広報紙を試行的に発行、配布することとし、その内容、既存媒体のブラッシュアップなども含め、広報のあり方を検討するため、議員で構成する広報編集委員会（仮称）を議長の下に設置する。

(2) ソーシャルメディア利用等による情報発信

常任委員会の録画配信を試行できるよう、委員会の運営について検討する。また、本会議や予算特別委員会、決算特別委員会総括質疑について、スマートフォンによる視聴を開始する。

また、県議会ホームページを県ホームページ（執行部）に合わせてリニューアルし、高齢者や障害者の方々にも配慮したものとする。（令和2年度の公開を目指す。）

3 住民参加の取り組み

(1) 議会報告会の試行、大学生・高校生等への主権者としての意識醸成

議会傍聴、県議会議員との意見交換を政策テーマを設定して実施する。また、議会報告会を県議会議員との意見交換会や政策討論委員会などと併せて試行する。

4 新たな機能強化の取り組み

(1) 議会における IT の活用の検討

ペーパーレス化を目的としたタブレット端末の導入など、議事運営における IT の活用を検討する。

(2) 本会議、予算特別委員会における質問・質疑のあり方

質問機会のあり方についての方向性を議論し、所管する協議の場等へ引き継ぐものとする。

(3) 危機管理対応

大規模な災害事案等が発生した場合の県議会や議員のあり方について、昨年度整理した基本的な考え方に基づき他県の事例を調査研究し、その具体的な内容を検討する。